

名古屋芝居の形成期

—『尾陽戯場事始』の吟味を通して—

安田徳子

『尾陽戯場事始』は天明二年(一七八二)の自序を持つ伊勢屋忠兵衛の名古屋芝居記録である。名古屋芝居の濫觴から筆を起こし、七代藩主宗春の失脚と共に芝居が全面的に禁止となつた元文三年(一七三八)六月までを記す。享保一六年(一七三一)六月上旬の大須真福寺境内の興行記録以降は役者・演目などを詳細に記し、宗春治下の享保末年から元文初年にかけての名古屋芝居の隆盛を伝えることを目的とした書であることを窺わせる。この部分の記述は、僅かながら残る享保期の番付^①や宗春治下の名古屋の動向を伝える『ゆめのあと』^②と比較するとこれらの資料を元に記したことが窺われる。また、簡略な部分については「番付無<レ>之ゆへ年月さだかならず」「一座の役者番付紛失にて不知」といった注記を付している。しかし、これ以前の部分についてはそこに至る過程として述べられているに過ぎないのであって、簡略で不確かなものであるが、未だ不明な点

の多い名古屋芝居の形成期を伝える資料としては、唯一の纏まつたもので貴重である。そこで、本稿ではこの『尾陽戯場事始』の冒頭の部分を吟味し、記事の信憑性を確認しつつ、名古屋芝居の形成期の状況を整理しておきたい。猶、『尾陽戯場事始』は京都大学附属図書館本が著者自筆本であるのでこれを用いた。

(一)

さて、『尾陽戯場事始』は名古屋芝居の濫觴を次のように語っている。

拵此道當國に興行せし始を考ふるに、人皇百七代正親町院の御宇、永禄四辛酉年、愛知郡熱田鷲峰山^{だんぶやま}のほとりにて櫓をかまへ、かの元祖山三郎己が古郷なればとて、一座残らず此地に引越シ、二ヶ月あまりも勤之。其時の狂言ハやゝ子おどりといふものゝよし申伝へける。然るに其砌ハ末戦国の中なれば

駿州の今川義元国家の邪路を正さんとて、数万騎を引率して、遠三両国を切したがへ、恣に猛威をふるひしかば、当国知多郡の弱兵等ハ余集の降人になりたりし者共も多かりければ、此虚に乗じて清須に押寄、信長公をも切したがへ奉らんと、評定まちくなりけるよし聞へければ、信長公よりも御油断なく、鳴海近辺に数ヶ所の砦トリヤをかまへ、其要害をそなへさせ給ふなんと、至て世の中さわかしければ、山三郎も是に恐れ、早々に芝居をしまひて、ほうく京師に逃登りける。
尾州桶狭間にて義元死ありしハ此時なり（句読点・濁点は筆者が恣意に付した）

ある。『尾陽戯場事始』では、冒頭に『尾張人物志（尾張国人物誌）』（天野信景著、正徳元年ヘ一七一四▽成立）を引用して、まず歌舞伎の溢觴を語る。これによれば、古渡村人名古屋三左衛門（幼名山三郎）は蒲生氏郷及び森忠政に仕えたが浪人し、京に於いて出雲の於國と契り、小舞の女を集めて説経節に合わせて舞わせ、三代目の孫娘お国を太夫として京五条川原で大芝居を始めたとし、「されば今世の芝居といふものハ、吾尾張なる国人くにうどの仕始めし事」としている。それを受けて右文により、永禄四年（一五六一）熱田鷲峰山のほとりで名古屋山三一座が興行したのが、名古屋での歌舞伎興行の初めとするのである。未だ戦国期の永禄四年の興行も、名古屋山三郎と出雲の於國に関する記述も、凡そ信じがたい。しかし、同書の頭

注^③に「尾張名所記に曰、むかし清須の城下さかなる時に、都よりお国といへる傾城、山王のあたりへ来りて芝居をしつらひ、やゝ子おどりといふ事をせしと云々。是本文に記せし永禄四年鷲峰山にて興行せし芝居の事ならん」とある。『尾張名所記』（『尾張大根』）の別称、專隆著、寛文一二年ヘ一六七二▽成立^⑤の「橋町」の項にこの記事があり、加えて、『慶長日記』（太田吉清著、慶長一〇年ヘ一六一五▽春成立）にも慶長九年（一六〇四）一〇月に桑名・清須でお国が興行したことが記されており、頭注の指摘の如く、熱田ではなく清須の興行を年号も誤って伝えていいるのかもしれない。あるいは永禄四年を文禄四年の誤伝と考えれば、熱田で「やゝこおどり」興行があつた可能性がないではないが、総じてこの記述はこのままには信じがたい。猶、頭注には『太閤真顕記』（白栄堂長衛編、天明七年ヘ一七八七▽以前成立▽記事が引用され、名古屋山三と中村勘三郎の事績が記されているが、全く荒唐無稽という他はない。さらには挿絵中の説明文には『繪本西川東童』（多田南嶺著^⑥）、『蒲生軍記』（元禄八年ヘ一六九五▽刊）『草舎濃友』などにより名古屋山三郎の足跡とその子孫のことが記されている。頭注や挿絵注は丁寧に資料を示すものではあるが、資料そのものの吟味はなされていないようである。

『尾陽戯場事始』はそれに続いて、『続撰清正記』により、慶長

一四年（一六〇九）の比、名古屋城築城の人足を当て込んで、与治兵衛なる者が、京から名ある遊女を大勢連れ下つて、熱田出離れ（宮の宿の東端）で遊女歌舞妓を興行し、そこで清正の足軽が悶着を起こしたことが記されている。『続撰清正記』は古橋又玄が加藤清正の生涯を記した『清正記』（寛文二年～一六六二～成立）の増補版^{〔1〕}、著者は加藤家臣で内容は信憑性が高い（『日本古典文学大辞典』）といふ。『清正記』に清正が遊女かぶきを興行させたとある記事の増補として記されているのであるが、この記事は信じてもよさそうである。これが名古屋芝居の濫觴ということにならうか。

(1)

『尾陽戯場事始』は、

これより先慶長十式年の頃より平岩主計頭といふ人、尾州の国政を執行されるが、其砌始て名古屋に遊女町を免許いたし置れし所、此節殊に繁昌しければ、清須の段兵衛といふ者御ねがひを申上、右遊女町今カバヤキ丁ト号スル所ナリ云々の傍に操芝居を興行せり。最初の清須城主であった家康の四男松平忠吉の付家老として尾張藩を任せられた平岩主計頭が、名古屋城下蒲焼町（名古屋市中区錦）に遊女町を許可し、ここで操淨瑠璃の興行があつたと記す。頭注には『編年体略』（名古屋叢書記録編1所収）の名古屋遊女町での喧嘩の記事が引かれている。これによれば名古屋城築城時から蒲焼町に

遊女町があつたことは裏付られるが、ここで芝居興行をしたかはわからない。さらに慶長一八年（一六一三）の清須越しがあり城下も整つてきただが、大坂の陣などで世情が落ち着かず、芝居どころではなかつた。ようやく元和に至つて、

元和三年夏の頃、ひだや町に芝居を設け、説経舞操といふものを久しく興行せしとなり。是につづいて寛永の始め、巾下の次右衛門といふ者女歌舞妓を興行して、比田横田早苗踊といふ事をいたして、古今の大当たりなりしとかや。其頃何国にても専ら女舞行れて、妓女共に心をかよへせ、其意氣地より事おこりて鬪諍相論たゆる時なく、或ハ又彼等が艶色に戯れて、家職を忘れ身を失ふの族、数々なれば、是民のさまたげなりとて、寛永十年酉の秋より天下一統にきびしく芝居を禁制し給ふ。

とあって、名古屋城下での芝居興行を記す。「飛驒屋町」は蒲焼町の古名であるから、操と女歌舞妓が平岩の許可した遊女町で行われたのである。これらの記述も頭注に示されている如く、『尾張名所記』を利用したものと思われる。しかし、『尾張名所記』では前述のお国興行の記事に続いて、

清須の弾兵衛と云ものがあやつりに、はゞ下の次右衛門が歌舞狂言などゝてもてはやしける、又、此名古屋にしてはひだや町といふ所に舞あやつり其外さまざまのたはれ者どもあつまりて

有事なひ事つくせしも

と記されているのであって、清須の弾兵衛の操も巾下の次右衛門の女歌舞妓も「清須の城下」での事と読める。『尾張名所記』の記述を誤伝したものかもしれない。ちなみに、巾下は現在の名古屋市西区巾下であり、清須の弾兵衛も巾下の次右衛門も在地の者、この時期すでに在地の興行師が現れていたことが窺われる。

『尾陽戯場事始』は続いて、ようやく名古屋に芝居興行が始まつたのに、寛永一〇年（一六三三）秋、天下一統芝居が禁止となつてしまつたと言い、さらに『歌舞妓事始』（為永一蝶、宝暦一二年～一七六二～正月刊）を引用して、それでも女を除いて若衆歌舞妓を続けていたが、承応元年（一六五二）これも禁止となり、芝居は全くできなくなつてしまつたので、京の村山又兵衛が奉行所に座り込んで嘆願し、承応二年三月「物真似狂言尽し」の名目で赦免になつたと記す。しかし、名古屋では、

然共吾名府にハ次右衛門が女歌舞妓興行の後ハ漸久しく中絶たりしを、明暦三酉年あらたに御免^シを蒙りて、八月廿四日より熱田龜井の道場に而、舞並若衆歌舞妓といふものを興行せり。

太夫　右近源左衛門

海道下りといふ事を久しういたせしと也。今の子供十六番ぶり付ハ此源左衛門よりはじまるとぞ従是年々处处々芝居左の如し。

同四年戊戌此明暦四年ハ七月廿三比ニ改元有て万治元年ノ年也春日井郡児玉村大日如来開帳に

よつて歌舞妓芝居興行

太夫　右近源左衛門

右大当たり、大日の開帳夥敷繁昌、此節源左衛門年三十七才のよ

し。

と記して、明暦の熱田龜井道場（名古屋市熱田区）と児玉村（名古屋市西区）での右近源左衛門の若衆歌舞妓興行までなかつたという。

右近源左衛門は若衆歌舞妓から野郎歌舞伎にかけての時代に活躍し、女方の祖と云われる名優。挿絵の説明文にある「海道下り」は源左衛門生涯の当り芸、熱田でもこれを演じたのである。竹内道敬氏⁽⁸⁾が指摘されているように『柳亭筆記』（柳亭種彦著、日本隨筆大成1期4所収）及び笠亭仙果著『於路加於比』（新燕石十種1所収）には、明暦のはじめ江戸へ下り明暦三年六月の火に江戸の芝居焼てしばらく止ゆゑにそれより尾州へゆきしなるべし（柳亭筆記）

按ふに寛永慶安の頃多年江戸にてはやらせ、後尾張にうつりて、明暦、万治にかしこにて長く興行せしと見れば（於路加於比）とある。これらを信ずれば、江戸で活躍していた源左衛門は明暦大火により地方巡業を余儀なくされて名古屋に来たのであった。また、武井協三氏⁽⁹⁾によれば、右近源左衛門は慶安頃には江戸の舞台に出でいた。その後、万治二年（一六五九）には再び江戸に戻つていたようであるから、明暦三年（一六五七）から四年にかけて名古屋で興行、

そのまま江戸に戻ったと考えられる。『柳亭筆記』も『於路加於比』も後世の著述であり確証は得られないが、武井氏が論証された如く、他の源左衛門の資料と整合するので、この記事は信じてもよいであろう。右近源左衛門はなぜ名古屋を選んだのか。一つには、京では明暦二年春に芝居の禁令が出されていて⁽¹⁹⁾興行しにくかったことも背景にあろうが、ここに一つ興味深い記事がある。尾張藩士近松茂矩の『昔咄』(名古屋叢書)四所収第八巻に、

瑞龍院様は、御生涯傾城を御覧あそばさざりし由。御若き時に増上寺の御宿坊へ御出ありし時、御酒宴の上にて野郎を出し、其若衆がたべし盃を住僧とりあげて、立ちながら

和歌の道ならば神もゆるしおわしませ、尊からずして高位にまじわるといふ事、これ和歌の徳とかや。

とあふむ小町をうたひながら、進んで御前へあげられしかば、めしあげられし。これにより野郎は御覧ありし。又ある時右の坊へ御こしありし時、源左衛門が海道下りを御目にかけられし。

此源左衛門は、喜多七太夫が弟子之内の上手なりしが、わけありて能をやめ、海道下りといふ舞を仕出して、天下に一人の名をとりし。あたまに手拭やうの物をかぶりし女方なり。そこへ出し体が、まづ大名の前へは出すまじき様子の者にて、いとふしんに思召しゝ處に、立ちあがりて、面白の花の都やとうたひ

出せし体、七太夫以来一人の立姿にて、これはと御感に堪へさせられ、さすがに天下に一人と称せられるも、理り哉と面白く思召しゝ由。御一生之内、武芸の外の芸にては、元祖喜多七太夫が能、源左衛門が海道下り、狩野探幽が絵、此三人天下芸也と、たびく御意ありし由。

とある。尾張藩二代藩主光友は、増上寺の宿坊で右近源左衛門の「海道下り」を見、その芸を高く評価したこと伝えてる。これが何時のことかはつきりしないので、類推の域を出ないが、源左衛門の尾州興行は藩主光友の援護の下に行われたものだったのではないかろうか。だから、三都ですでに若衆歌舞妓が止められていたにもかかわらず、興行できたのである。また、光友は、寛文四年(一六六四)、城下南端の千本松原を開拓し、一一月五日橋町を開き、そこに橋町裏芝居を許可している。地方には珍しい藩許の芝居地であった。これも光友の芝居への理解があつたからであろう。『尾張大根』の「橋町」の項には、

そのまへ美少年どもの前がみをとらしめらるゝが程なく又髪をもおきてけるを、過にし寛文十年に又天下よりの御法度にてひたいのかみをおろさしむ、しかりといへども末々は物の上手もあまた出来、才覚の輩も多かりければ、見ぐるしからず作がみをこしらへてつけしむるに其まゝはへ付たるがごとし、女ども

見へづ、男どもふたり平のおもかげして人をたぶらかすは是
もばけものたぐひなるべし

と記され、寛文末年頃になつても若衆歌舞妓紛いのことが行われて
いたことが窺われる。禁令はあっても名古屋ではそれほど厳しくな
かつたのである。

源左衛門の興行と同じ年、

同年東玄海にて女歌舞妓芝居興行　　太夫　都小勝

とあって、女舞の都小勝が東玄海(名古屋市東区)で興行している。

『尾陽戯場事始』には「女歌舞妓」とあるが、諏訪春雄氏が「幸若

舞の一⁽¹⁾流大頭から分れた女の舞々」のことと指摘されているそれで

あろう。諏訪氏は、名古屋の女舞興行として右の他、『尾張戯場事

始』に載る寛文五年(一六六五)の橋町裏芝居の都新勝と、寛文八年
八月の出雲のくに、及び柏木の興行を挙げ、加えて「元禄一三年の
万治二己亥年春、春日井郡西志賀村八幡宮の西にて狂言芝居興

行　　太夫　村山吉郎兵衛

『御前義経記卷之三』の「乗合の女舞」には、年に一度ずつ京から
名古屋へ芝居興行に行く京の女舞の太夫小勝が、船中の人に所望さ
れて、「源義朝最後物語」の一節を舞う話が載っている。と浮世草

子の記事を紹介されている。浮世草子中の挿話をそのまま現実とい

うことではないが、東玄海で興行した「小勝」と同じ者のことでは
ないか。名古屋にはしばしば女舞の一座が訪れていた。前述の若衆
歌舞妓ではないが、名古屋では規制が厳しかったのである。

諏訪氏はさらに、女舞は享保頃には立ちゆかなくなつて零落していっ
たことを指摘し、『尾陽戯場事始』の享保一六年九月朔日からの大
乗院での笠屋仙右衛門座の男女入り交じつた興行は歌舞伎に混じつ
た女舞の末路の姿だと指摘する。それにしても、元禄あるいはそれ
以降にも『鸚鵡籠中記』や『金明録』などで、名古屋での女芸人の
女舞や女能の記録をしばしば拾うことができる。幕末には篠塚力代
や大川春吉などの女芝居も盛んであった。初期の女舞の伝統が名古
屋芝居では生き続けていたのではなかろうか。

続いて、

寛文元辛丑年、古渡犬見堂の北密言院向ひ西側にて淨瑠璃芝居
興行　　太夫　山城喜内

佐々木問答　といふ事、久しう致。

の記事である。万治二年(一六五九)春、春日井郡西志賀村(名古屋
市北区)八幡宮西で村山吉郎兵衛なるものが狂言芝居興行をした。
村山吉郎兵衛については全く不明だが、おそらく野郎歌舞伎であろ
う。寛文元年に古渡で淨瑠璃興行した山城喜内もよくわからない。
安田富貴子氏は「京下りの山城喜内(山城掾カ)」とされている。⁽¹²⁾

『佐々木問答』は明暦万治頃の人気曲という。この喜内は寛文五年

春に橋町裏芝居でも興行している。何れも他に資料がなく確認できないが、『尾陽戯場事始』の記述は右近源左衛門の興行から羅列式になっている。何か一連の資料に基づいているのであろうか。

ところで、前述の源左衛門の興行以下、いざれも所謂名古屋城下の外であった。その上、同じ場所で興行が行われていない。この時期、まだ名古屋城下には芝居場所は整っていなかつたのである。

(二)

前項でも触れた如く、寛文四年一月橋町が作られ、その裏町に芝居が許可された。『尾陽戯場事始』には、

寛文四甲辰年、橋町裏町に而狂言物真似興行

大坂 松本名左衛門

江戸 作屋九郎兵衛

とある。ところが、頭注には「或家の書留に、寛文武壬寅八月上旬

より橋町裏町芝居御赦免と記せしハ誤也。其故ハ千本松を切払、家屋を構て橋丁と号しハ寛文四甲辰年也。然るになんぞや寛文武年に橋町といへる名目あらんや。又或方の旧き書留に、寛文五巳秋橋町にて初て芝居あり、太夫ハ山城喜内太夫、京淨るり仕り、次に日暮小太夫、是も京淨るり也。次に村山小太夫、是ハ京狂言致せし也。

夫より狂言芝居三度有之、四度めに女舞かしわ木といふ者始て下り、大当りなりし云々。」との記載がある。現在も光友自筆の寛文四年

一月の「橋町」命名の看板が残っているので、頭注自身にも認めている如く、寛文二年の橋町裏芝居開場は誤りである。しかし、寛文五年の山城喜内の淨瑠璃興行は前項で見た如く本文にも記されている。その一方で、頭注の「書留」では本文にある寛文四年の興行を認知していない。『名古屋市史』では『風俗編』には、「同年(寛文四年)、此新築小屋にて大坂の松本名左衛門と云へる美貌の女方と江戸の作屋九郎兵衛へ一本作弥九兵衛に作るゝと云へる「六方」の名人と相一座して、狂言物真似を興行せり」とし、『地理編』の「東橋町(橋町裏)」の項には「寛文五年九月、町家となし、町内救助並に繁栄の為に、春秋両度ここに芝居を興行せしむ、後両度づつにては不繁昌に就き、寛文十二年一度とし」とする。『地理編』の記述の典拠はわからないが、橋町裏芝居の開場は寛文四年、五年二説あつたらしい。

ところで、ここにいう松本名左衛門は二代目、初代の子(孫とも)で、はじめ若衆方として名を挙げ、座主を兼ねて美貌の若女方として人気を集め、晩年は立役に転じ、大坂隨一の名優と評判が高かった。貞享三年(一六八六)一月刊の『難波立聞昔話⁽¹³⁾』、翌年正月刊の『野良立役舞台大鏡』に嵐座の名代として名が載り、『難波立聞昔話』の次男松本兵衛條に「其いにしへは難波なびかしたるオヤジ名左の花子。戎屋があしかり一昔。過し事でさゑ今聞ものも忍ばぬ

はなし。いたはしや名左衛門今はれいじやうの草もかれ果たりと皆人くやむ折ふし」とあり、名左衛門の「花子」は京都の戎屋吉郎兵衛の「芦刈」と並び称されたが、貞享三年にはすでに亡くなっていることが知られる。『尾陽戯場事始』には、

同(寛文五年)秋右同所に而

太夫

松本名左衛門

同 玉川千之丞

河内通 久しういたし候

とあり、名左衛門は翌年も同じ橋町で興行したとされる。人気女方玉川千之丞が同座し、寛文二年江戸勘三郎座で大評判をとった千之丞生涯の当たり狂言「河内通」を出したという。名左衛門は大坂名代でありながら、明暦二年には京、寛文元年には和歌山と旅興行が多い。未だ名代としての位置が確立していなかったのだろうか。

一方、作屋九郎兵衛の方は評判記などでも名を見出すことができない。『名古屋市史』に「作屋九郎兵衛へ一本作弥九兵衛に作る」と云へる「六方」の名人」とあるが、現存『尾陽戯場事始』には「作弥九兵衛」と記す伝本はない。しかし、貞享三年(一六八六)三月刊『野郎三座詫』の梅が枝さくや条に「むかしのさくや九兵衛の一子とや」とあり、貞享四年(一六八七)正月刊『野良立役舞台大鏡』にも「上古にも多門庄左さくや九兵衛などいへるあれ共」(嵐三右衛門条)、「しやみせんひく事古今無双の名人。死んだ人の事をいふ

ではないがさくや九兵衛も及びがたし」(鈴木平左衛門条)などとあって、江戸には作弥(屋)九兵衛という三味線の得意な役者がいたことが知られる。元禄五年(一六九二)の『役者大鑑』には、「そのころ大坂にも作弥九兵へといへる六法あれども」とあり、当初は大坂で活躍、六法を得意としていた。『歌舞伎人名事典』(野島寿三郎編)には瀬川如臘の『役者年暦珍重記』(未見)に「寛永十三(一六三六)年、作り九兵衛上方より下る」とあるという。『松平大和守日記』によれば、寛文一〇年鶴屋勘三郎座で「東やつこ」を踊っている。また、『古今四場居色競百人一首』(元禄六年へ一六九三・一月)のこの人の絵も奴風の揃えである。この人は江戸に下っても六法所作事を得意としたが、貞享三年にはすでに故人であつたようだ。作屋九郎兵衛はやはりこの作屋九兵衛のことであろう。

このように見てくると、橋町裏芝居の開場が寛文四年か五年かは決め難いが、東西の人気役者競演の華やかな芝居で幕を開けた可能性が高い。こうして始まつた橋町裏芝居であつたが、先に引用した『名古屋市史 地理編』の記述によれば、橋町芝居は、当初は春秋兩度の芝居興行であったが、不繁昌で寛文一二年からは年に一度にしたという状況だった。それもほとんどが淨瑠璃興行であつて、歌舞伎の興行は少なかつた。三都とは異なり、名古屋では歌舞伎と淨瑠璃は同じ小屋で興行していた。歌舞伎専業の小屋では成り立たな

かつたのであらう。

それでも、『尾陽戯場事始』によれば、寛文六年から八年の間に、
橋町裏芝居で亀屋糸之丞・上村吉弥・下村左源次が「狂言芝居」を、
早雲長吉が「蜘蛛狂言」を興行している。亀屋糸之丞と早雲長吉は
寛文九年（一六六九）京都で名代となつた者であり、上村吉弥も吉弥
結びで知られた京の人気女方、京役者下り興行であつた。一方、

同所に而、狂言芝居興行

江戸六法 多門庄左衛門
小舞庄左衛門 上村糸之助
彦四郎

中 入

とあるのは、江戸役者の興行であつた。この頃にはまだ江戸や上方
の興行形態が強固ではなく、東西の人気役者達の地方旅興行があつ
たのである。ところが、

橋町裏に而、江戸登り狂言芝居興行 畠屋清九郎

第一鳴神上人
第二雲之絶間

とある興行は元禄九年（一六九六）九月のもので、『鷺鷺籠中記』

（名古屋叢書続編所収）の筆者朝日文左衛門が九月一八日にこれを見
物に行き、次のように書き付けている。

夜明けて卯半点、橋町へ行、操を見る。札錢四十一文。場錢七
文。通芝居操り、三段、酒顛童子。申刻過に販る。女童形共に
雖不及嘔吐、皆一毛を見る年になりぬらん。其中に幸なるもの
も、頓て立程の檢をば経ぬらん。綺羅衣裳花美なり。三味線吉。

今日之番付

初段

一踊子共立役

二段目

狂言
一恋之染絹
又勘太郎郎
又兵衛

狂言
一式番続
第一鳴神上人
第二雲之絶間

碁盤人形

長太夫 八三郎 新右衛門 次郎兵衛

切おどり 座中不残

この後に、「役付」として狂言役者及び操淨瑠璃の太夫・三味線・
人形方・囃子方などの名を記し、「江戸大操物まね狂言つくしと有。」
「世間にて云板行に出し、役者付之通人はなしと云」「松村菊之丞中
にて少しそほらし。淫女等見之、蕩魂と云」「前方より場を取置事

ならざるにより、見物未明より相詰と云」と注している。この興行は、まず内匠長太夫の土佐淨瑠璃「酒顛童子」三段が語られ、間狂言があった。中入後、二番続の狂言が上演され、その後碁盤人形があり、最後は総踊りで終わっている。操と狂言に碁盤人形も加えた合同興行であった。狂言はこの年四月山村座で上演された「鳴神上役者は僅かに市川勝右衛門が元禄七年の評判記『役者節用集』『や人三世相、絶間の中将姫』（歌舞伎年表）を写したものであろうが、

い。

『鶴籠中記』には「狂言操」といった語がしばしば見え、こうした合同興行が多かったことが窺われる。これも名古屋ならではの興行の形だったのであろう。江戸時代中期、名古屋では竹田からくり名代という特別な形態で歌舞伎興行が行われるが、こうした歌舞伎と淨瑠璃が合同興行されていた在り方が土台となっていたのかもしれな

くしや雷』に名が見えるだけで、他は無名の役者である。それでも、この興行は番付が刊行され、大評判で、前藩主光友や藩主綱誠の前でも上演された。一方、

同所（橋町裏）に而小舞狂言

大夫 佐渡嶋伝八

同
長五郎

橋町裏に而、操芝居興行

太夫 松本治太夫

とあるのは、『鸚鵡籠中記』元禄一〇年七月二五日条に「見内匠自

然居士、又男喜悦佐渡島、長五郎尽芸一とあるもの。佐渡鳴云八は

『雖皮立聞昔語』に採り上げられ、「双魚はお二つ並んで一年二三らるべ

萬葉圖書館

長五郎はその息で碁盤人形で人気

を得ていた。この親子は芝居より踊りに重点をおいた役者であつた。

前述の興行とも考え合わせると、江戸や上方では興行形態が整つて、

主要な役者が容易に旅興行に出なくなつていったことを反映している

のかもしれない。これも内匠長太夫の操りと佐渡嶋伝八と長五郎に

是、義太夫ぶしの根元なり

同年春、春日井郡児玉村大日開帳に付、児玉村に而、操芝居興行

太夫 竹本義太夫

富士牧狩 世繼曾我

蒲生御曹子 源氏鳥帽子折

同年夏、西志賀村大日に而、右同断

太夫 竹本筑後掾
義太夫事

義經腰越 熊谷 布さらし

とある五興行は、『鶴鵠籠中記』によると、橋町裏の松本治太夫の興行が元禄一〇年三月一二日より五月一日まで、難波紀明太夫の古渡榎森（名古屋市中区）の淨瑠璃が元禄八年八月八日、竹本義太夫の御器所（名古屋市昭和区）の興行が元禄七年七月一五日から八月七日

まで、児玉村（名古屋市西区）の興行が元禄八年三月八日より五月九日まで、と確認できる。ただ、義太夫の御器所興行については両書で半年のずれがある。あるいは義太夫が二度の興行をしたのかもしれない。いずれにしても、これらからすると、『尾陽戯場事始』の記事は必ずしも年次順に記されたとは限らないようだ。

また、『鶴鵠籠中記』によれば、元禄四年頃には若宮八幡宮及び大須真福寺境内で、定期的に芝居興行が行われていたことが知られる。すでに別稿で検討したことがあるが、若宮では操淨瑠璃の笛尾平太夫が正月を中心に興行し、大須芝居では春秋の彼岸に元禄八年頃からはもっぱら和泉屋が興行していた。何れも江戸や上方の一座

ではなく、在地の一 座であった。少し時代が下る資料ではあるが、『金鱗九十九之塵』（桑山好之著、名古屋叢書地理編所収）によれば、大須芝居は「古へ、此所最初芝居の始りハ、町内に相模善右衛門といへる者有て、初て淨瑠璃芝居興行いたしける故、それより今に年代を相模掾といふ」（第六十一）とあり、『尾張芝居雀』（小寺玉泉編、名古屋叢書所収）はこれを「延宝元年淨るり興行、初メ寛文五年願済」とする。同書は和泉屋十二郎についても「延宝三年願済、元禄十三辰二月本芝居願済」とする。このように名古屋では、元禄頃までに在地の興行師による在地一座中心の芝居形態が定着していったのである。

橋町芝居でも元禄一二年以降は和泉屋座が毎年興行するようになる。ここでは上方からの下り役者を少し加えて興行した。『尾陽戯場事始』も和泉屋座については「正徳の初比より享保十五年迄の間、毎年二季の彼岸にハ、大須和泉屋座絶ず興行有之、或ハ正二月比よりはじまり、又盆の頃切りなどして、日数も不定也」とし、以下、女形和泉十次郎の事蹟などを記す。『鶴鵠籠中記』の記事と多少年次にズレがあるが、概ね検証できる。また、『尾陽戯場事始』は同じく地役者の一座として近江屋座についても述べるが、これについては他に資料がない。こうして、『尾陽戯場事始』に「享保十五年の頃迄ハ下り役者ハなくて、皆地役者のみの事なりしに」と述べる

如く、元禄末年から享保一五年頃まではもっぱら在地の一座の興行ばかりで、著名な東西役者の来名はほとんど見られない。在地の狂言一座の成長もあるうが、下り役者が法外な賃金をとったことが記されているから、やはり費用の問題もあつたのだろう。加えて、三都の興行形態が整つて、三都役者の自由な旅興行が困難となつていたこともあるう。

ところが、『尾陽戯場事始』に「和泉屋の衰へたるハ、享保十六亥年の冬より繁花に付、京大坂より立者共追々下りけるにおされて、おのづから断絶同様に成行て、一座の役者共も彼是へ離散せし事也と覚ゆ」と記された如く、享保一六年を境として、名古屋の芝居状況が大きく変化する。『尾陽戯場事始』の冒頭からの記事は、名古屋芝居のここに至るまでを辿ろうとしたものなのである。

注

- (1) 享保年間の番付は名古屋市鶴舞中央図書館や藤園堂文庫などに数枚蔵されている。鈴木光保「三州吉田芝居番付」(『名古屋大学国語国文学』六一 一九八七・一二)及び浦部幹資「享保から明和の名古屋歌舞伎番付」(名古屋市鶴舞中央図書館蔵番付の紹介ーー) (『名古屋芸能文化』一五 二〇〇五・一一)に紹介されている。
- (2) 『広本遊女濃安都』によつた。安田文吉『『ゆめのあと』諸本考』(一九七八・三 名古屋市教育委員会)に紹介されている。
- (3) 『尾陽戯場事始』の諸本については別稿(『関山和夫博士喜寿記念論集』所収予定)を用意しているが、現存本としては京都大学本がもつとも古く最善本である。
- (4) 『尾陽戯場事始』の頭注も著者(伊勢屋忠兵衛)自注と思われる。
- (5) 『尾張大根』は天理図書館蔵本によつた。
- (6) 中野三敏・肥田皓二『近世子ども絵本集 上方篇』(一九八五・七 岩波書店)。また、神谷勝広「多田南嶺の生年」(『同志社国文』二〇〇五・一一)などによれば南嶺は名古屋と関係が深い。
- (7) 『清正記』(寛文三年正月京都長尾平兵衛刊)は続群書類從二三輯上所収、『続撰清正記』は国史叢書所収のものによつた。
- (8) 竹内道敬「右近源左衛門ー初期歌舞伎俳優考(一)」(『近世芸能史の研究』歌舞伎篇 一九八二・三 南窓社)
- (9) 武井協三「女方の祖 右近源左衛門」(『若衆歌舞伎・野郎歌舞伎の研究』第一章 二〇〇〇・一 八木書店)
- (10) 守屋毅『近世芸能興行史の研究』第一章第二節(一九八五・

(11) 諏訪春雄「女舞考」(『近世芸能史論』第一章 一九八五・

一〇 笠間書院)

(12) 安田富貴子『古淨瑠璃—太夫の受領とその時代』(一九九

八・二 八木書店)

(13) 役者評判記は全て『役者評判記集成』第一期所収のものによつた。

(14) 安田徳子「鶴鶴籠中記」に見る江戸初期名古屋の芝居興行」
『名古屋芸能文化』三 一九九三・一一)。